

2か月の赤ちゃんが教えてくれた

《人権》きほんの基 ～みんなで話そう「赤ちゃんの意見表明権」

●日時：平成 28 年 12 月 3 日（土）13：10～14：20

●場所：上尾市コミュニティセンター 第4集会室 ●講師：渡邊寛さん（NPO 法人彩の子ネットワーク 相談担当）

いったい、いつから子どもに対して
こんなに口うるさくなってしまったのだろうか？

「～しなさい」と一方的な関係になってしまいがち。思うように動かない子どもにイライラしたり、「自分でやろうよ」と任せるようで実は放っておいてみたり、取引のように交換条件を出してみたり、見捨てるようなセリフで子どもをコントロールしたくなる私たち。

そんな時、子どもはどんなキモチでいるのだろう。なぜそんなふうにしてしまいたくなるのだろう？子どもが大きくなる中で、私たちが大切にしたいことは何だろうか。

子どものキモチを思うとき、我が子が赤ちゃんだった時のことを思い出してみたらどうだろう。

声・表情・しぐさ、今できるすべてを総動員して自分の意思を伝えようとしていたあの姿。

私もそれに応えようと、ただひたすらに頑張っていたあの頃。

子どもの意思をまっすぐに感じていたかもしれない。



2か月の赤ちゃんは、まだねんねだけど、話しかけるとうれしそうに手足を動かしたり、声を出したり。生きてること自体がうれしい！とでも言うように、話しかけるトーンに合わせてとても表現豊かに応えてくれたりする。

大きくなった子どもたちも、言葉にならない思いを抱えながら、こんな赤ちゃんの感覚がどこかにある中で、毎日を過ごしているかも。

「赤ちゃんの意見表明権」という視点から、私と子どもの「今」と「これから」を、考えてみませんか？

言葉にできなくて、泣いたりすることも「意見表明」なんだってー

2005年11月1日、国連子どもの権利委員会は、「乳幼児期における子どもの権利の実施」と題した「一般的注釈 第7号」を発表した。「乳幼児は、子どもの権利条約に規定された全ての権利の保有者である」と明記し、乳幼児とは、「その人生の始まりから固有の関心、能力、及び脆弱性を有する社会的主体」であり、「それ自身の関心、利益及び意見をもつ能動的な構成員」、かつ、「他者に完全に依存しているが、ケア、指示、助言の受動的な受容者」ではなく「両親やケア提供者に対し、自らの生存、成長、幸福のための保護といたわりを要求する能動的な社会的主体者」であるという乳幼児観を明確に解説している。条約の指す「意見」とは、「洗練された知的な意見」のことではなく、「子どもたちが表現する感情さえも尊重に値する意見」であり、乳幼児は「笑ったり、顔の表情を変えたりすることで自分の意見を表明する力を持っているということ」だと述べている。